

株式会社Timewitchに対する勧告について

令和8年5月29日

公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、株式会社Timewitch（以下「Timewitch」という。）に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第8条第1項及び第4項の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

法人番号	5010701040462
名称	株式会社Timewitch
本店所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目10番15号
代表者	代表取締役 三浦 健之介
事業の概要	資料作成代行サービス等
資本金	1000万円

違反事実の概要	<p>Timewitchは、顧客から請け負った企画書等の資料作成等の業務を特定受託事業者に委託していた（以下「本件業務委託」という。）ところ、</p> <ol style="list-style-type: none">1 特定受託事業者236名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。2 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、<ol style="list-style-type: none">(1) 特定受託事業者148名に対する報酬の額から、「コンプライアンス対応費用調整額」として計4,463,380円を(2) 特定受託事業者29名に対する報酬の額から、当該報酬の額に11分の1を乗じて得た計1,055,754円をそれぞれ差し引いた。
勧告の概要	Timewitchは、特定受託事業者160名に対し、報酬の額から減じた計5,519,134円を速やかに支払うこと等
参照条文	フリーランス・事業者間取引適正化等法 第3条第1項（取引条件の明示義務） 第5条第1項第2号（報酬の減額の禁止）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部第四上席取引適正化検査官 電話 03-3581-2025（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

株式会社Timewitchに対する勧告(概要) 【フリーランス・事業者間取引適正化等法】

(株)Timewitch (特定業務委託事業者)



業務委託の内容 ①企画書等の資料作成
②総務・経理等の事務作業等の業務

フリーランス(236名)
(特定受託事業者)

違反行為の概要

- 1 特定受託事業者236名に対し、業務委託をした際、直ちに、取引条件を明示しなかった。
- 2 特定受託事業者に責任がないのに、
 - (1) 特定受託事業者148名に対する報酬の額から、「コンプライアンス対応費用調整額」として、計4,463,380円を差し引いた。
 - (2) 特定受託事業者29名に対する報酬の額から、当該報酬の額に11分の1を乗じて得た額計1,055,754円を差し引いた。

勧告の概要

- 1 特定受託事業者に減じた額を支払うこと
- 2 特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため
 - (1) 今後、取引条件を明示すること、報酬の額を減じないこと等を取締役による決定により確認すること
 - (2) 特定受託事業者との取引について、取引条件の明示及び報酬の減額の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講じること
 - (3) 研修を行うなど、社内体制を整備すること など

①取引条件の明示義務

特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日等の取引の条件を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない(法第3条第1項)。

②報酬の減額

特定受託事業者に責任がないのに、報酬の額を減じてはならない(法第5条第1項第2号)。

1 フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要

(1) 目的（第1条）

取引の適正化・就業環境の整備

(2) 本法の対象（第2条第1項、第5項、第6項）

フリーランス：「特定受託事業者」

発注事業者：「業務委託事業者」又は「特定業務委託事業者」

(3) 義務と禁止行為（第3条～第5条、第12条～第14条、第16条）

本法の規制は、**取引の適正化**と**就業環境の整備**の2つのパートで構成され、適用される義務と禁止行為は次のとおりです。

ア 発注事業者（業務委託事業者）が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務（第3条）

イ 発注事業者（特定業務委託事業者）が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務（第3条）
- ② 期日における報酬支払義務（第4条）

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務（第12条）
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）

ウ 発注事業者（特定業務委託事業者）が一定期間※以上の期間行う業務を委託する場合

※ 「一定期間」は、取引の適正化については1か月、就業環境の整備については6か月

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務（第3条）
- ② 期日における報酬支払義務（第4条）

禁止行為 **取引の適正化**

- ③ 発注事業者の禁止行為（第5条）
 - ・受領拒否の禁止
 - ・報酬の減額の禁止
 - ・返品 of 禁止
 - ・買ったたきの禁止
 - ・購入・利用強制の禁止
 - ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止
 - ・不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務（第12条）
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（第13条）
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務（第16条）

(4) 違反への対応（第6条～第9条、第11条、第17条～第20条、第22条、第24条～第26条）

報告徴収・立入検査（第11条および第20条）

指導・助言（第22条）

中小企業庁の措置請求（第7条）

勧告（第8条及び第18条）

命令・公表（第9条および第19条）

罰金・過料（第24条～第26条）

※報復措置の禁止（第6条第3項および第17条第3項）

2 参照条文

○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 個人であつて、従業員を使用しないもの

二 法人であつて、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

2 （略）

3 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 事業者がその事業のために他の事業者にも物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。

二 事業者がその事業のために他の事業者にも役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。

4 前項第一号の「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）

二 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 （略）

5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。

6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 個人であつて、従業員を使用するもの

二 法人であつて、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

7 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。第五条第一項第一号及び第三号並びに第八条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 （略）

(特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあつては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 （略）

二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。

三～五 （略）

2 （略）

(勧告)

第八条 公正取引委員会は、業務委託事業者が第三条の規定に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに同条第一項の規定による明示又は同条第二項の規定による書面の交付をすべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2・3 （略）

4 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかにその報酬の額から減じた額を支払い、特定受託事業者の給付に係る物を再び引き取り、その報酬の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

5・6 （略）

○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和六年政令第二百号）（抄）

(法第五条第一項の政令で定める期間)

第一条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める期間は、一月とする。

公取適第566号
令和8年5月29日

東京都渋谷区渋谷二丁目10番15号
株式会社T i m e w i t c h
同代表者 代表取締役 三 浦 健之介

公 正 取 引 委 員 会
同代表者 委員長 茶 谷 栄 治

勧 告 書

公正取引委員会は、株式会社T i m e w i t c h（以下「T i m e w i t c h」という。）に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第8条第1項及び第4項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

- 1 T i m e w i t c hは、別表1及び別表2の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し、当該各表の「減じた額」欄記載の計5, 519, 134円を速やかに支払うこと。
- 2 T i m e w i t c hは、フリーランス・事業者間取引適正化等法を遵守する体制を確立するため、次の措置を講ずること。
 - (1) 次の事項を取締役による決定により確認すること
 - ア 別表3の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項に規定するものをいう。以下「明示事項」という。）を、書面又

は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかったことは、同項の規定に違反するものであること

イ 今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該特定受託事業者に対し明示すること

ウ 別表1の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした際に、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額から「コンプライアンス対応費用調整額」として同表の「減じた額」欄記載の額を減じた行為は、同条第1項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

エ 別表2の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした際に、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額から当該報酬の額に11分の1を乗じて得た額を減じた行為は、同条第1項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

オ 今後、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした場合に、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じないこと

(2) 令和7年10月1日から令和8年5月29日までの間に、別表1から別表3までの「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し業務委託をした内容と同種又は類似の内容の業務委託をした特定受託事業者に係る取引について、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項及び第5条第1項第2号の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には、特定受託事業者に係る取引の適正化のために必要な措置を講ずること

(3) 今後、以下について、自社の役員及び従業員に対する

フリーランス・事業者間取引適正化等法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること

ア 特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該特定受託事業者に対し明示すること

イ 特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした場合に、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じないこと

3 T i m e w i t c h は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

(2) 前記1及び2に基づいて採った措置

4 T i m e w i t c h は、次の事項を取引先特定受託事業者に通知すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

(2) 前記1から3までに基づいて採った措置

5 T i m e w i t c h は、前記1から4までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

理 由

第1 事実

1(1) T i m e w i t c h は、肩書地に本店を置き、資料作成代行サービス等を行う法人たる事業者であって、二以上の役員があり、従業員を使用している。

(2) 別表1から別表3までの「特定受託事業者」欄記載の事業者は、個人であって、従業員を使用していない。

(3) T i m e w i t c h は、別表1から別表3までの「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し、顧客から請け負った企画書等の資料作成、自社の総務、経理等の事務に係る業務等を委託していた（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）。

- 2 Timewitchは、令和6年11月1日から令和7年9月30日までの間、別表3の「特定受託事業者」欄記載の事業者236名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。
- 3(1) Timewitchは、別表1の「特定受託事業者」欄記載の事業者148名及び別表2の「特定受託事業者」欄記載の事業者29名に対し、同表の「業務委託の期間」欄記載の期間における本件業務委託を行った。
- (2)ア Timewitchは、令和6年11月1日から令和7年9月30日までの間、別表1の「特定受託事業者」欄記載の事業者148名に対し本件業務委託をした際に、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、前記(1)の委託に係る当該事業者に対する報酬の額から、「コンプライアンス対応費用調整額」として同表の「減じた額」欄記載の計4,463,380円を差し引いた。
- イ Timewitchは、令和6年11月1日から令和7年9月30日までの間、別表2の「特定受託事業者」欄記載の事業者29名に対し本件業務委託をした際に、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、前記(1)の委託に係る当該事業者に対する報酬の額から、当該報酬の額に11分の1を乗じて得た額である同表の「減じた額」欄記載の計1,055,754円を差し引いた。

第2 法令の適用

前記事実によれば、別表1から別表3までの「特定受託事業者」欄記載の事業者は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第2条第1項に規定する特定受託事業者に、本件業務委託は、同条第3項に規定する業務委託に、Timewitchは、同条第5項に規定する業務委託事業者及び同条第6項に規定する特定業務委託事業者に、それぞれ該当するところ

- 1 Timewitchの前記第1の2の行為は、特定受託事業者に対し業務委託をした際に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなかったものであり、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項の規定に
- 2 Timewitchの前記第1の3(2)の行為は、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした際に、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じたもので

あり、同条第1項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定にそれぞれ違反するものである。

よって、T i m e w i t c h に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第8条第1項及び第4項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】